

2025 年 6 月末日

2024 年度男性労働者の育児休業等の取得状況について

育児・介護休業法の改正（2025 年 4 月 1 日施行）により、従業員が 300 人超 1,000 人以下の企業の事業主にも 男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられたことから、同朋学園全体の取得状況を以下のとおり公表いたします。

2024 年度の男性労働者の育児休業等の取得状況は、17 %です。

※計算方法

育児休業等をした男性労働者の数÷配偶者が出産した男性労働者の数

以上